

新上五島町立若松中央小学校

# いじめ防止基本方針



**一日一回は、目と目を合わせて  
子どもと対話しましょう。！**

平成26年 4月1日策定  
平成28年 4月1日改定  
平成29年 4月1日改定  
平成29年10月1日改定

# 目 次

I	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	- P 1
1	国の基本方針	
2	長崎県・新上五島町の基本方針の目的	
3	いじめの定義	
II	本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	————— P 3
1	いじめに対する本校の基本認識	
2	いじめ未然防止のための取り組み	
3	いじめの早期発見のための取り組み	
4	いじめへの早期解決のための取り組み	
5	インターネット上のいじめへの対応	
III	いじめの問題に対する組織対応	————— P 9
1	いじめ対策委員会	
2	いじめ防止指導年間計画	
3	関係機関との連携	
4	緊急時マニュアル	
IV	資料等	————— P 13
1	いじめ早期発見のためのチェックリスト	
2	学校いじめ防止基本方針策定及びいじめ対策委員会設置 のためのチェックリスト	
3	その他	

# I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 国の基本方針

### (1) 目的

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ防止対策推進法第1条）

### (2) 基本理念

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法第3条）

### (3) いじめ防止基本方針

- ①文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
- ②いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（いじめ防止対策推進法第11条）

## 2 長崎県・新上五島町の基本方針の目的

県・町の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※（注1） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※（注2） 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## 具体的ないじめの態様（例）

いじめの態様の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しながらも、児童を守り通すという観点から毅然とした対応をとり、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

分 類	抵触する可能性のある刑罰法規
○ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる	◆脅迫 名誉毀損 侮辱
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される	◆刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
○ ひどく（軽く）ぶつかられたり、（遊ぶふりをして）叩かれたり蹴られたりする ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする ・殴られる、蹴られるが繰り返される ・遊びと称して対象の子が技をかけられる	◆暴行 傷害
○ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・脅され、お金を取られる ・靴に画鋸やガムを入れられる ・写真や鞆、靴等を傷つけられる	◆恐喝 窃盗 器物破損
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かせられる	◆強要 強制わいせつ
○ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる ・SNSのグループから故意に外される	◆名誉毀損 侮辱

## II 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめに対する本校の基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない。」との基本認識に立ち、「すべての子どもがいじめのない明るく楽しい学校生活を生き生きと送ることができる。」ように、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を講じる。

#### (1) 教職員がもつべき基本認識

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校・学級にも起こり得る。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤いじめは、教職員の児童観や日々の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、一過性ではなく継続して取り組むべき問題である。

#### (2) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない、生まない土壌づくりを組織的・計画的に進める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、定期的・日常的な様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥研修（児童理解、学級経営、いじめ問題等）をとおして、教職員としての資質向上を図る。

### 2 いじめ未然防止のための取り組み

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

(いじめ防止対策推進法第15条)

#### いじめを生まない学校づくり

##### (1) 校内指導体制の確立

- 学校経営方針の具現化の方策に「心・仲間づくり」を掲げ、いじめを生まない学校づくりに組織的に取り組む。
- 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり気軽に話ができる職場づくりに努める。

##### (2) 教職員の資質（指導力）向上

- 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、子どもたちの些細な言動から個々の置かれている状況や精神状態を推し量ることができる感性や観察力、対応力の向上に努める。
- 「わかる授業」実践のための研修に努め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、基礎・基本の定着や学び意欲の高揚に努める。
- 配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもたちが自尊感情を感じとれる「心の居場所」づくりに努める。

##### (3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

- 人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にしている指導等に努める。
- すべての教育活動を通して、他者と関わる機会を工夫し、自己肯定観や社会性を培う取組（体験活動）や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- いじめ防止の重要性についての理解を深めるために、人権集会を実施する。

##### (4) 道徳性を養う道徳教育の充実

- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

##### (5) 子どもの自己肯定感・自己有用感の育成

- 児童と教職員及び児童同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、児童の発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感・自己有用感を高める。

##### (6) 子どもの自己指導能力の育成

- 小・中学校における道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

##### (7) 学校として特に配慮が必要な児童

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児

童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
  - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
  - 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童、風水害等の自然災害に遭った児童（以下「被災児童」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。  
上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (8) 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。（学校支援会議等）
  - 保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。また、学級PTA（懇談会）の中で「いじめ防止」を話題とした話し合いや研修会を実施する。
- (9) 学校基本方針の周知
- 入学時、各年度始めには、児童、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。（学校便り、学校ブログ等）
- (10) 学校基本方針による取組の評価
- 学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。
  - いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに関する項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。
- (11) 実態把握の充実
- 児童個々の状況や学校・学級の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てるために、定期的にアンケート調査や個人面談等を実施する。
    - ・ いじめに関する項目を含む生活アンケートを年2回（5月、11月）。
    - ・ 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査を、年3回（5月、11月、1月）
  - 生活ノートや日記等を活用して、きめ細かな把握に努める。
  - 配慮を要する児童の進級や進学・転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

### 3 いじめの早期発見のための取り組み

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施、さらにはメッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

いじめの早期発見のためには、児童のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

（長崎県いじめ防止基本方針より抜粋）

#### (1) 教職員による観察や情報交換

- すべての教職員が、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けるために、いじめ防止等に関する研修を年間計画に位置付け、資質向上を図る。
- すべての教職員が児童の様子を見守り、生活ノートや日記等の活用も併せ、日常

- 的な観察を丁寧に行う。
- 「児童がいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
  - 児童のささいな変化に気づいた場合には、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行い、生活指導連絡会や職員連絡会等において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
  - 様子に変化が見られる場合には、積極的に働きかけを行うことで児童に安心感をもたせるとともに、当該児童から悩み等を聞き、問題の有無を確かめる。
  - 担任を中心に情報を収集し、集団を見る視点として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる言動が見られた場合は、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- (2) 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談等の実施
- いじめに関する項目を含む年2回（5月、11月）の生活アンケート調査や個人面談、生活ノート・日記などの活用等により、きめ細かな把握と信頼関係の構築に努める。
  - アンケート調査は、記名・無記名・持ち帰り等、そのときの状況に応じて配慮しながら、実態及び必要に応じて随時実施する。
  - 気になる内容があった場合は、教育相談や保護者面談の実施等を実施し、迅速に対応する。
- (3) 教育相談体制の整備
- 校内に児童の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制として、いじめ相談箱を設置する。
  - 教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査を、年3回（5月、11月、1月）実施し、きめ細かな把握に努める。
  - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。
- (4) 情報の収集（家庭・地域との連携）
- 児童の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
  - 問題が起こっていない時こそ信頼関係を築くチャンスだと捉え、日頃から児童の学校での様子（良いところや気になるところ等）を伝えておく。
- (5) 相談機関等の周知
- 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

#### 4 いじめへの早期解決のための取り組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。（いじめ防止対策推進法第22～27条）

- 教職員全員で把握すべき情報
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示の下に教職員間の連携と情報共有を随時行う。児童の個人情報には、その取り扱いに十分注意する。
- 誰が誰をいじめているのか？ . . . . .【加害者と被害者】
  - いつ、どこで起こったのか？ . . . . .【時間と場所】
  - どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ . . . . .【内容】
  - いじめのきっかけは何か？ . . . . .【背景と要因】
  - いつ頃から、どれくらい続いているのか？ . . . . .【期間】

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。併せて、直ちに担任・生活指導主任に連絡し管理職に報告する。
  - 本人からの訴えに対しては、「全力で守る。」という教職員の姿勢を伝えた後、真摯に傾聴し、速やかに事実の確認を行う。また、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行い、具体的に心身の安全を保障する。
  - 周りの児童からの訴えには、その児童へのいじめが新たに発生することがないように努め、他児から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止め、速やかに事実の確認を行う。また、その勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えること、安心感を与える。
  - 保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、保護者の気持ちを十分に理解して真摯に傾聴し、速やかに事実確認を行い、事実を隠すことなく協力して対応する。
  - 事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行い、一つの事象にとらわれずいじめの全体像を把握するように努め、聞き取った内容については、正確に記録し、本人に確認をとる。

(2) 組織的な対応

- 早期対応が図れる体制づくりに向け、考え方の転換を図る。
  - ・「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも。」(本質の認識)
  - ・「注意深く、クラスの様子を見ていこう。」(積極的な姿勢)
  - ・「いじめかも?〇〇先生に相談しよう。」(報告・連絡・相談)
- 発見・通報を受けた教職員(担任等)一人だけで抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、全職員がその情報を共有し、共通理解を図る。
- 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかにいじめとして対応すべき事案か否か判断し、指導方針・指導体制(役割分担)を決定して組織で対応する。
- いじめられている児童・いじめ情報を伝えた児童を守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても、児童を見守るため職員の目の届く体制を整備する。

(3) いじめられた児童及びその保護者への支援

<児童に対して>

- つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 児童の心の傷を癒すために、児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、児童に寄り添い支える体制を作る。
- 児童等が安心して授業を受けられるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の弾力的措置をとる。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 家庭での様子や交友関係等についての情報を集めて指導に生かす。
- 継続して連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

<児童に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。
- いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- 家庭での様子や交友関係等についての情報を集めて指導に生かす。

(5) いじめの事実調査

- アンケート調査等を実施し、その結果を基に聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

- 「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を学級全体に示し、報道や事例等の資料を基にいじめについて話し合わせ、自分たちの問題として意識させる。
- はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをして周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめているのと同様であるということを理解させるとともに、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定



して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(8) 継続的な指導

○ 解消したとみられる場合でも、引き続き、教育相談・日記などで積極的に関わってその後の状況把握に努め、折に触れて必要な指導・支援を継続的に行う。

○ いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

○ 状況に応じ、スクールカウンセラーや臨床心理士等の外部専門家の協力を得て、心のケアにあたる。

(9) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や人権擁護委員会等と適切な連携を図る。

(10) 関係機関との連携

○ いじめの問題への対応において、学校や町教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、町こども課（町要保護児童対策地域協議会）、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、関係機関（教育委員会及び所轄警察署等、関係機関と連携して対応する。

## 5 インターネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイト（ブログ、SNSなど）の掲示板などに書き込んだり、投稿したり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

◆ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆ スマートフォンで撮影された写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険がある。

◆ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(1) 未然防止への対応

学校での指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①学校において情報モラルの指導等を充実させる。

○ インターネットの特殊性による危険を踏まえた指導を行う。

・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

・匿名で書き込みをした人は、特定できること。

・違法情報や有害情報が含まれていること。

・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

○ 児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

・匿名で書き込みができるなら・・・

・自分だと分からなければ・・・

・誰にも気づかれず、見られていないから・・・

・あの子がやっているなら・・・

・動画共有サイトで目立ちたい・・・

○ パソコンや携帯で、インターネット等をどのように使っているかなどの調査を行い、児童への指導に生かすと共に、保護者へも情報を提供し指導を依頼する。

②保護者に対して、PTA総会や学級懇談会において、次のことを要請する。

○ 携帯電話等を持たせる必要性等について、十分検討すること。

○ パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリング

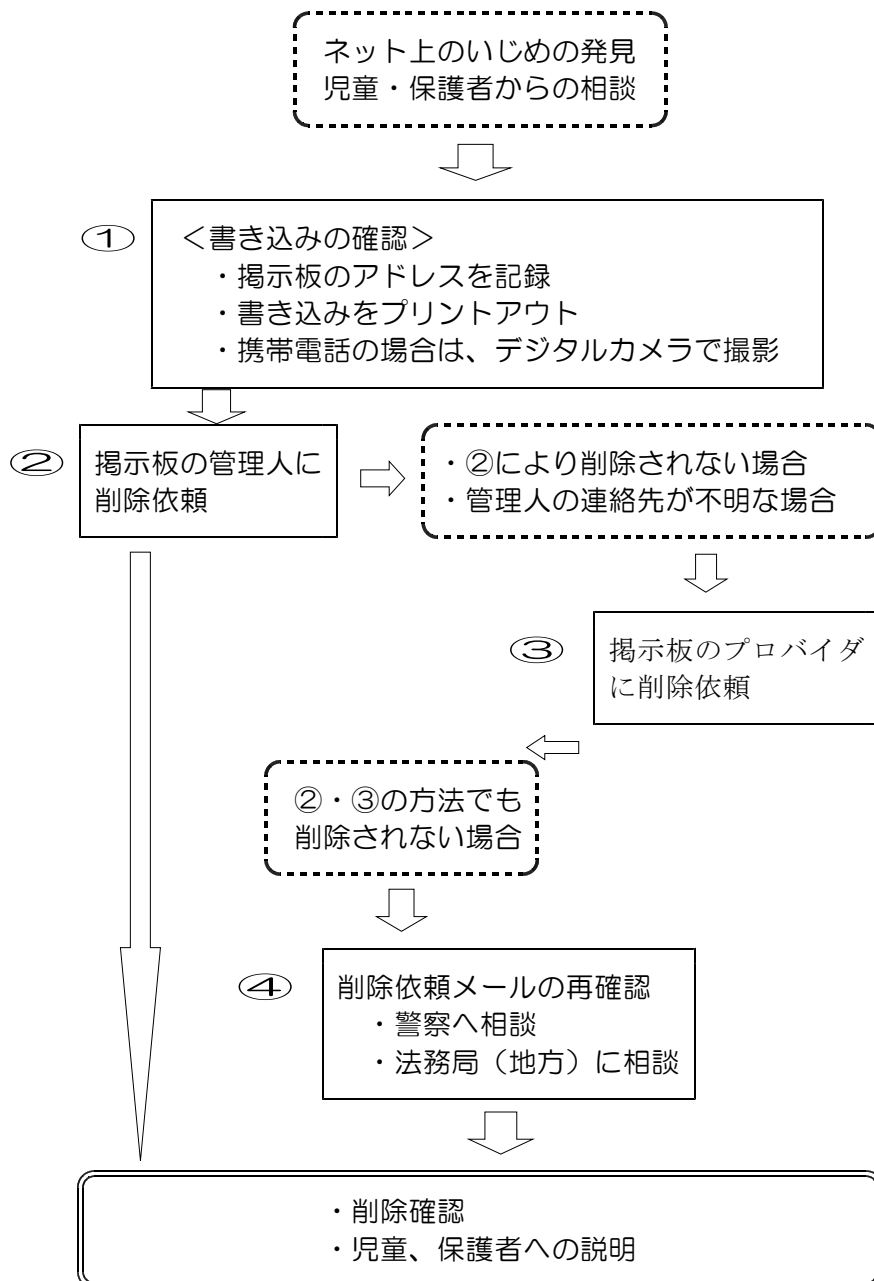
だけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている。」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- メールを見たときの表情や携帯電話の使い方の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ連絡すること。

## (2) 早期発見・対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。
- 具体的な対応方法を、子ども・保護者に助言し、協力して取り組む。
- 人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、必要に応じ警察や法務局等の専門的な機関と適切な連携を図り対応する。

<書き込み等の削除の手順（参考例）>



### Ⅲ いじめの問題に対する組織対応

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。  
(いじめ防止対策推進法第22条)

#### 1 いじめ対策委員会

##### (1) 役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。(学校基本方針の策定や見直し、取組が計画通りに進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど)
  - 適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割を分担しておく。
  - 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、学級担任や社会体育指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、個々の事例に応じて柔軟な組織とする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - 児童や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどの問題を抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割
  - いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(長崎県いじめ防止基本方針より抜粋)

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップの下に「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、いじめを生まない土壌を形成するための予防的な取組を、あらゆる教育活動において展開することが重要である。

以上の点を踏まえ、本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、本組織を中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を、機動的・組織的・実効的に行い、対応していく。

##### (2) 若松中央小いじめ対策委員会

- ①構成メンバー
  - 本校教職員  
校長、教頭、生活指導主任、教務主任、養護教諭、関係担任  
その他(いじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員)
  - 外部の専門家(必要に応じて参加)  
いじめ等対策支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
民生児童委員、弁護士、医師、教員・警察官経験者等
- ②開催の在り方
  - 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。
  - いじめ事案の発生時は、随時開催する。
  - いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については、職員会議で報告し、全教職員に周知徹底させる。
- ③取組事項
  - 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - いじめの相談・通報の窓口
  - 情報の収集と記録、共有
  - いじめとして対応すべき事案か否かの判断と、指導方針・指導体制(役割分担)の決定
  - 保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

## 2 いじめ防止指導年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。本校では、次の年間指導計画に基づき、学校全体でいじめ問題に取り組んでいく。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会議 研修	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画等	懇談会等による 保護者向け啓発	事案発生時、いじめ対策委員会の開催		職員研修	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2、3学期計画
防止 対策			道徳・人権・情報モラル教育の充実			
早期 発見		教育相談 生活アンケート	問題行動等生徒 指導上の諸 問題に関する 調査(県教委)		いじめに関する 調査(町教委)	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会議 研修			事案発生時、いじめ対策委員会の開催			いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度課題検討
防止 対策			道徳・人権・情報モラル教育の充実			
早期 発見		教育相談 生活アンケート	人権集会	いじめに関する 調査(町教委) 教育相談		

## 3 関係機関との連携

### (1) 教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに報告し、課題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

### (2) 関係機関との連携

#### ①警察との連携

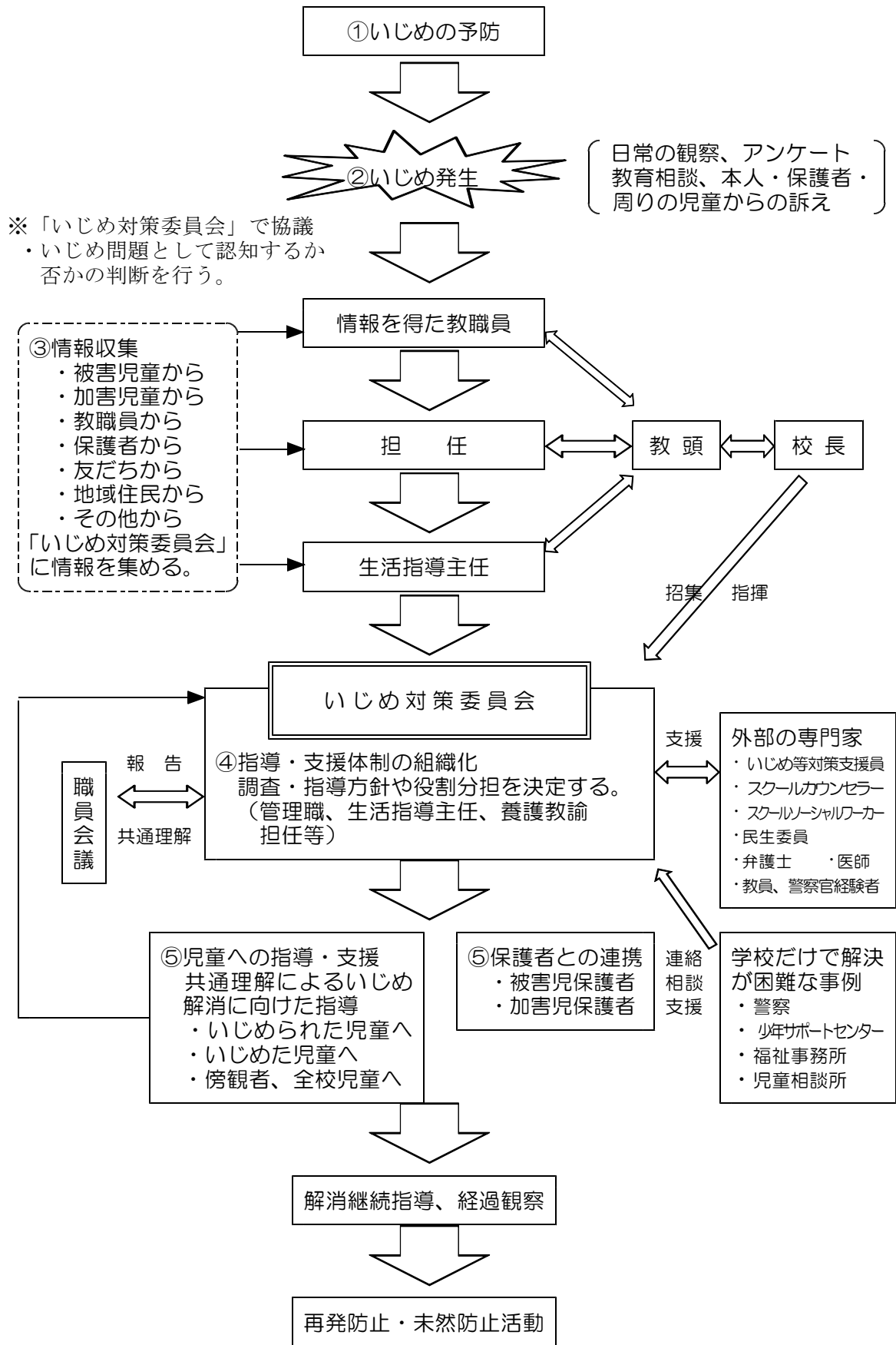
- 学校は、地域の警察との連携を図るため、定期的に又は必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。
- いじめの態様が、暴力行為や恐喝など、犯罪として認められる事案に関しては、早期に警察署に相談し、連携して対応する。
- 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

#### ②その他の機関との連携

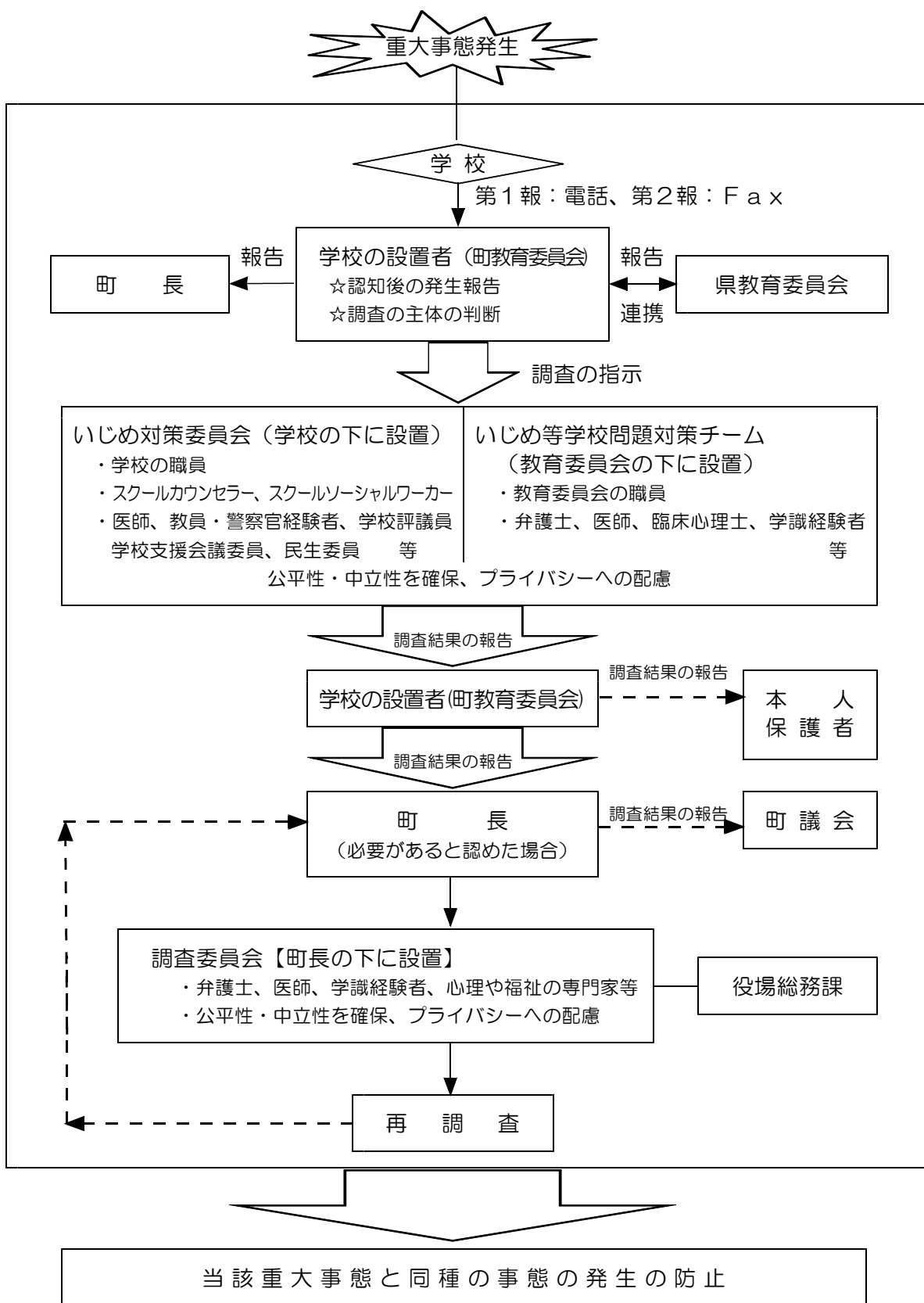
- いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

# 4 緊急時マニュアル

## (1) 通常事案の場合



- (2) 重大事態の場合（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合や疑いがある場合）



- ※ 事案によっては、学年及び全校保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。  
 ※ 事案によっては、マスコミ対応も考えられるので、対応窓口（校長）を明確にして、誠実な対応に努める。

## IV 資料等

### 1 いじめ早期発見のためのチェックリスト

#### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする。
- 班にすると、机と机の間に隙間がある。
- グループ分けをすると、特定の子どもが残る。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 授業中、教師に見えないように消しゴム投げをしている。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色を窺う子どもがいる。
- 教師がいないと、掃除がきちんとできない。

#### いじめられている児童

- <日常の行動・表情の様子>
- わざとらしくはしゃいでいる。
- おどおど、にやにや、にたにたしている。
- 友だちに悪口を言われても、言い返さなかったり愛想笑いをしたりする。
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- 下を向いて、視線を合わせようとしめない。
- とくとき涙ぐんでいる。
- 顔色が悪く、元気がない。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- 早退や一人で下校することが増える。
- 腹痛など体調不良を訴えて、保健室へ行きたがる。
- <授業中・休み時間>
- 一人でいることが多い。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 教師の近くにいたがる。
- 班編成の時に孤立しがちである。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 発言すると、友だちから冷やかされる。
- 教師が褒めると、冷やかされたり陰口を言われたりする。
- <給食時間>
- 好きな物を他の児童にあげる。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 他の児童の机から、机を少し離している。
- 食べ物にいたずらされる。
- <掃除時間>
- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。
- 一人で離れて掃除をしている。
- <その他>
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 服に靴の跡がついている。
- 手や足に擦り傷やあざがある。
- ボタンが取れたりポケットが破れたりしている。
- 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 必要以上のお金を持ち、友だちに奢るなどする。
- 社会体育を休むことが多くなり、やめると言い出す。

#### いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている。
- 家や学校で、悪者扱いされていると思っている。
- 他の児童に対して、威嚇する表情をする。
- グループで行動し、他の児童に指示を出す。
- 活発に活動するが他児にきつい言葉を遣う。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ。

## 2 チェックリスト

【学校いじめ防止基本方針策定及びいじめ対策委員会設置のためのチェックリスト】

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針の策定	<input type="checkbox"/>	(1)	・国や県、町の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	<input type="checkbox"/>	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を具体的に示している。
	<input type="checkbox"/>	(4)	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(5)	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(6)	・基本方針は、必ず入学時や年度始めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明したり、学校だよりや学校ブログ等で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会の設置	<input type="checkbox"/>	(7)	・「いじめ対策委員会」を常設している。
	<input type="checkbox"/>	(8)	・構成員として、複数の教職員その他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用している。
	<input type="checkbox"/>	(9)	・定例会議を毎月1回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総括	<input type="checkbox"/>	(11)	・基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価項目に位置づけその取組を評価し、必要に応じて修正している。



### 3 その他

#### 「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子どもが困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子ども同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子ども（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子どもの「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていくと思います。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった子どもなら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。

すなわち、

- ・ 規律
- ・ 学力
- ・ 自己有用感

が大切なのです。

生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』  
「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A より抜粋  
(文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)